補助事業申請に関する誓約書

１．真岡市いちご生産施設整備支援事業費補助金申請について、要件を満たさない場合・必要な事項の記載及び書類を提出しない場合等には、補助の対象外となることに異存ありません。また、交付決定後でもこれらの場合には補助の対象外となることに異存ありません。その場合、必要な書類の提出等について、貴市の指示に従い誠実に対応します。

２．当該補助金に係る必要な書類の提出や質問事項等について、貴市から求められた　場合には速やか、かつ誠実に対応します。

３．事業実施にあたり、必ず当該年度内の貴市の指定する時期までに事業を完了します。　また、自己都合による事業の取下げはいたしません。

４．定められている事務処理を行わない場合等、助成金の交付がされない場合がある　ことに異存ありません。

５．事業完了後、当該補助金に係る見積書、契約書、請求書、領収書等の証拠書類は　　　最低５年間保管し、貴市、県等から提出等の求めがあった場合にはそれに応じます。

６．事業年度及び事業完了後、当該補助金に係る検査について、必要な書類の提出や　　立入検査等について、貴市、県等から求めがあった場合に応じます。

７．当該補助事業で整備した施設等は、整備の目的に従い、耐用年数まで適正に管理・使用することに異存ありません。

８．補助金の交付後でも、以下の場合には補助金を返還することに異存ありません。

（１）虚偽の内容を申請したことが判明した場合

（２）交付の要件を満たしていない場合

（３）会計検査等において、補助金返還の決定がされた場合

（４）施設等を処分制限期間内に処分・改造をする等、不適切な行為をした場合

（５）その他、補助金を受領することが不適切と判断された場合

真岡市長　　様

　私は、真岡市いちご生産施設整備支援事業費補助金の申請にあたり、上記の事項を理解し、遵守することを誓約します。

　　　平成　　年　　月　　日

　　　住　　所　　真岡市

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞